

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（概要）

国土交通省では、別添のとおり、令和8年6月16日付け「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」により通知が発出され、ナフサを由来とする建設資材については、代替資材の調達や流通経路の見直し等、調達変更により必要となる経費をスライド条項の対象外とし、新たに「設計変更により計上」する運用が開始されました。

当企業団においても、国と同様に以下のとおり対応することとし、運用を開始します。

記

1 対象工事

かずさ水道広域連合企業団が発注する工事

2 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材（シンナー、塗料、塩ビ管、ポリエチレン管など）

3 対応について

令和8年9月1日以降に設計図書を起案する工事に適用します。

なお、令和8年8月31日以前に起案した工事の設計図書（既契約工事を含む）についても、受発注者間の協議により適用可能とします。